

令和7年度

平館灯台改良改修工事

仕 様 書

第二管区海上保安本部

I 工 事 概 要

1. 工事件名 平館灯台改良改修工事
2. 工事場所 青森県東津軽郡外ヶ浜町（明神崎）
3. 工事期間 契約日から令和7年12月26日まで
4. 工事概要

1.仮設工事	一式
2.防水改修工事	一式
3.外壁改修工事	一式
4.建具改修工事	一式
5.その他工事	一式
5. 管理事務所：青森海上保安部 交通課
青森県青森市青柳1-1-2
電話：017-734-2422
6. 発注元：第二管区海上保安本部 交通部整備課
宮城県塩釜市貞山通3-4-1 塩釜港湾合同庁舎
電話：022-363-0111（代表）（内線2663）

II 一般共通事項

1. 適用事項

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、次による最新版とする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）」

2. 撤去材及び発生材の処理

撤去材及び発生材のうち、引継ぎを必要とするものは、整理のうえ「撤去品等発生通知書」を2部提出して確認を受け、監督職員の指示に従うものとする。

引継ぎを必要としないものについては、監督職員の指示による。

- 1 撤去材の保管及び廃棄は確実にを行う。
- 2 廃棄処分する物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関連法令に従い適法に処理する。
- 3 再使用する物については、指定する場所へ遅滞なく届ける。

3. 官給品

本工事において、官給品がある場合は監督職員の指示により、現場代理人又は主任技術者は次の処置をとる。

- 1 官給品の受渡しについては、監督職員の立会いのもと数量等の確認を行い状態を点検して異常の有無を確認する。
- 2 官給品の引渡しを受ける際には、現場に立会い、「官給品受領書」を2部提出する。
- 3 官給品の保管場所・保管方法及び使用状況について指示を受けたときは、指示に従う。
- 4 官給品の使用が終了した場合は、「官給品精算書」を2部提出して確認を受ける。

4. 主任技術者

本工事は公共性のある施設を対象とすることから、以下のいずれかの資格を有する主任技術者を配置し、また、該当する資格証明書の写しを提出し承諾を得ることとする。

建築士（二級以上、木造建築士を除く）

建築施工管理技士（二級以上、ただし「躯体」及び「仕上げ」を除く）

土木施工管理技士（二級以上、ただし「鋼構造物塗装」及び「薬液注入」を除く）

5. 工事報告

工事の進捗・材料の搬出入・作業員の作業状況・気象状況などを記載した報告書を原則として、監督職員に提出する。

6. 疑義等の協議

設計図書に明記のない場合、又は工事内容に疑義を生じた場合及び現場の納まり又は取合いなどの関係で、設計図書によることが困難な場合もしくは不都合な場合は、監督職員と協議する。

7. 諸届け、打合せ

受注者は、工事に必要な諸届け、申請を速やかに行う。また、必要に応じて工程会議を実施し、リモートでの会議等にも対応できる環境を受注者で準備し、使用するアプリ等については監督職員と協議すること。

8. 臨機の処置

災害または公害が発生した場合は速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

9. 工程表・施工計画書

着工に先立ち実施工程表及び施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。ただし、軽微な工事で監督職員の指示による場合は省略できるものとする。

10. 工事完成図書

工事完成後、次の1から4の内容をA4ファイルに整理して1部監督職員に提出する。

特に工事完成後、外部から確認することができない部分の撮影を忘れぬように十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するようスケール、ボール及び箱尺などを使用し撮影する。

- 1 工事概要
- 2 完成図書（竣工図は、A3版とする。電子データ「JW-CAD」含む。）
- 3 工事写真（施工前、施工中、施工後及び完成写真）
- 4 その他参考資料

11. 施設の保全

工事中は、各種機器また既存部分に支障を与えないよう十分な養生を行う。

12. 検査

受注者は、工事完成後、完成届を発注者に提出し、工事完了検査を受検する。検査合格後、契約に基づき、工事代金の支払いを行う。

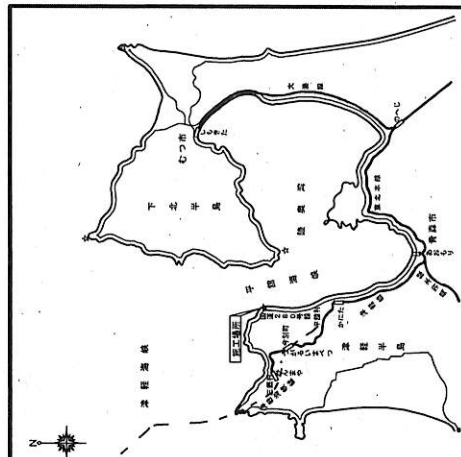
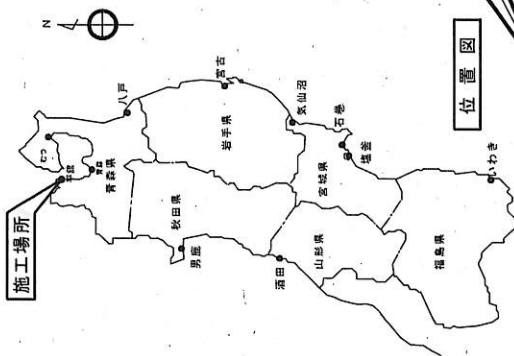
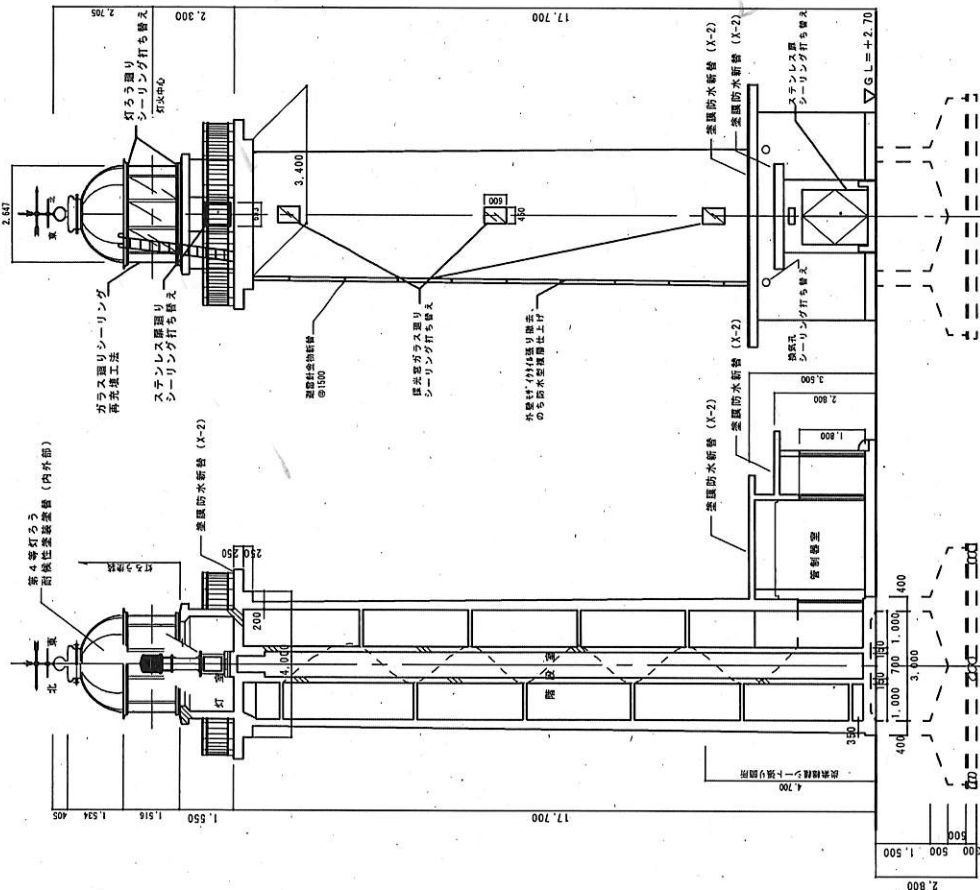
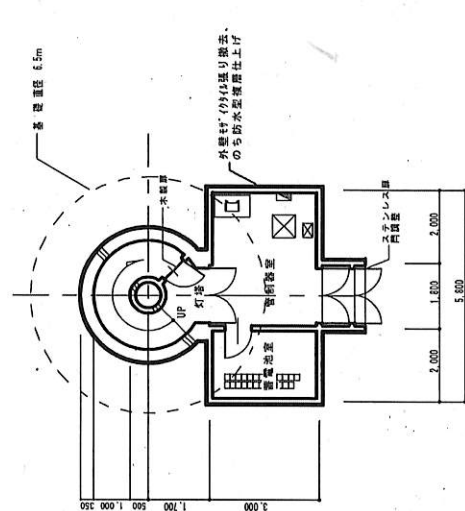
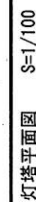
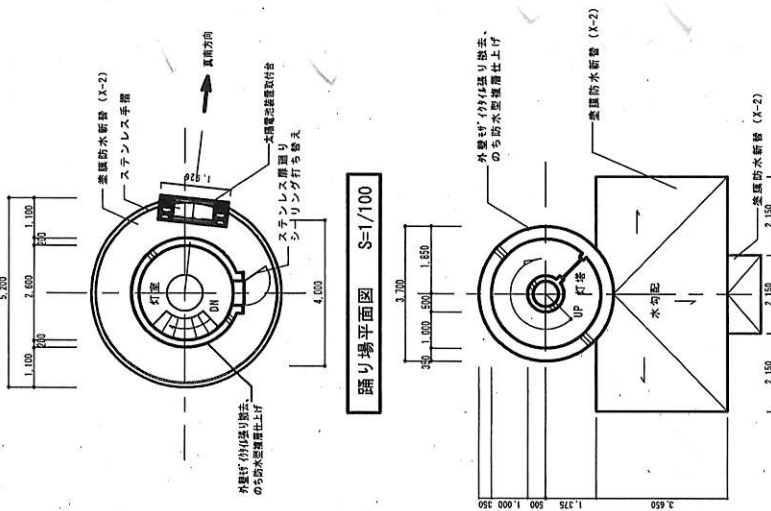
13. その他

工事期間中の令和7年8月24日（日）に、同灯台の一般公開を予定しているため、踊場から上部の仮設足場等に関しては前日まで一時撤去を行い、参観者への配慮を行うこと。また、残置する仮設足場の昇降禁止措置及び資機材の盗難、安全管理等、参観者等への配慮を行うこと。なお、詳細については監督職員の指示に従うこと。

Ⅲ 建築工事仕様

- この共通仕様書は、平館灯台の改良改修工事に適用する。
- 図面、本特記仕様書及び現場説明書に記載してある事項以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）による。
- 全ての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書に相違がある場合の優先順位は、次の（１）から（４）の順番のとおりとし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
 - 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
 - 本特記仕様書
 - 図面
 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）
- 特記仕様
特記事項は、●印を適用する。●印のない場合は※印を適用し、○印のみは適用しない。（工事概要についても適用する）

章	項目	特記事項
1 一般共通事項 (共通)	1 建築材料等	建築材料の製造所及び製品は、特記されたもの又はこれらと同等品以上とする。 ただし、同等以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
	2 発生材の処理	※構外に搬出し、再生資源の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理し、監督職員に報告する。 ○ 現場説明書等による
	3 工事写真	工事着工前から工事完成まで工事の施工順序に撮影し、Ｌ判に各１枚ずつアルバムに整理して書面と電子データを監督職員に１部提出する。
	4 完成写真	● Ｌ判（各方向１枚ずつとする） 着工前、完成を見開き左右に配置し、アルバムに整理して書面と電子データを監督職員に１部提出する。
2 仮設工事	1 足場その他	足場、はつり屑飛散防止の囲い等は労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆衛生災害防止対策要綱（建築工事編）その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。
	2 足場用シートの色	灰色とする。
	3 養生	工事施工にあたり既施工部分及び在来存置部分については汚損、損傷を防ぐよう適切な養生を施す。
	4 監督職員事務所	設置する ●設置しない
	5 工事用電力・用水	使用不可。（引き込まれていない）
3 防水改修工事	1 塗膜防水	下地：既設塗膜防水撤去 下地調整：ポリマーセメントペースト 種別：X-2（ウレタン系塗膜防水（密着工法・防滑仕上）とする。 種類・使用量：メーカー仕様による。 塗膜カラー：グレー
	2 シーリング	建具、金物周囲：MS-2 塗装、塗膜防水下：PU-2 タイル、コンクリート周囲：PS-2 灯ろうガラス廻りシーリング再充填工法 シール色：グレー
4 外壁改修工事	1 防水形複層塗材RE (フッ素樹脂塗料仕上げ)	全面モザイクタイル撤去（下地モルタルケレン） 仕上：合成樹脂溶剤系シーラー塗りの上、防水形複層塗材RE仕上（ゆず肌 ロール塗り） 種類・使用量：メーカー仕様による。
	2 色	● 白 マンセル値 N9.5 ○ 赤 マンセル値 7.5R4/14 （適宜、色見本を監督職員に提出し承諾を得ること）
	3 工法	メーカー使用による。
	4 外部モルタル浮き部等補修	はつり撤去の上、モルタル補修（約10m2程度）
	5 灯ろう塗装 (内外面)	鉄鋼面の下地調整：RB種 錆止め塗料塗り：A種 クロムフリー 中塗り：耐候性塗料塗り（DP）1級 上塗り：中塗りに同じ
5 建具改修工事	1 ステンレス扉	ハッチ周りゴムパッキン交換（厚さについては監督職員と別途協議とする。） 出入口両開ステンレス扉門調整
6 その他	1 避雷導線留め金物	既設留め金物撤去のち、ステンレス留め金物新替え 設置間隔は@1500
	2 発生材処分	発生した廃棄物（コンクリート屑等）は、関係法令に従い適切に処分する。 産廃処分計画を立て、処分場、処分方法を明確にする。



工务处	平峰台改良修工事					全图7年度
第16号	平峰灯台台					昭和 1 / 1
位置	系内图	断面图	立面图	断面图	A2 断面图	设计
第二警区海上保安本部	交通部					年月 日 7月 6日